

○石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（定義） 第二条 この省令において「石綿等」とは、労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）第六条第二十三号に規定する石綿等をいう。 （事前調査） 第三条 事業者は、次に掲げる作業を行うときは、石綿等による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、当該建築物又は工作物について、石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録しておかなければならない。 一 建築物又は工作物の解体、破碎等の作業（吹き付けられた石綿等の除去の作業を含む。以下「解体等の作業」という。） 二 第十条第一項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの	（定義等） 第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 石綿等 労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）第六条第二十三号イに掲げる物若しくは次項に規定する物又は令第十六条第一項第四号、第五号若しくは第九号に掲げる物若しくは同項第十一号に掲げる物（同項第四号又は第五号に係るものに限る。）をいう。 二 特定石綿 石綿等のうち、令第六条第二十三号イに掲げる物をいう。 三 特定石綿等 石綿等のうち、特定石綿及び次項に規定する物をいう。 四 製造等禁止石綿等 石綿等のうち、特定石綿等以外の物をいう。 2 令第六条第二十三号ロの厚生労働省令で定める物は、特定石綿を含有する製剤その他の物（令別表第八の二に掲げるもの及び特定石綿の含有量が重量のパーセント以下のものを除く。）とする。 （事前調査） 第三条 事業者は、建築物又は工作物の解体、破碎等の作業（以下「解体等の作業」という。）を行うときは、石綿等による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、当該建築物又は工作物について、石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録しておかなければならない。

2 作業
(略)

(作業計画)

第四条 事業者は、次に掲げる作業を行うときは、石綿等による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。

- 一 石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業
- 二 第十条第一項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業

2・3 (略)

(作業の届出)

第五条 事業者は、次に掲げる作業を行うときは、あらかじめ、様式第一号による届書に当該作業に係る建築物又は工作物の概要を示す図面を添えて、当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）に提出しなければならない。

- 一 壁、柱、天井等に石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材（耐火性能を有する被覆材をいう。以下同じ。）等が張り付けられた建築物又は工作物の解体等の作業（石綿等の粉じんを著しく発散するおそれがあるものに限る。）を行う場合における当該保温材、耐火被覆材等を除去する作業
- 二 第十条第一項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業

2 前二号に掲げる作業に類する作業
(略)

(吹き付けられた石綿等の除去に係る措置)

第六条 事業者は、次に掲げる作業に労働者を従事させるときは、当該作業を行う作業場所を、それ以外の作業を行う作業場所から隔離しなければならない。

2 (略)

(作業計画)

第四条 事業者は、石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業を行うときは、石綿等による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。

2・3 (略)

(作業の届出)

第五条 事業者は、壁、柱、天井等に石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材（耐火性能を有する被覆材をいう。以下同じ。）等が張り付けられた建築物又は工作物の解体等の作業（石綿等の粉じんを著しく発散するおそれがあるものに限る。）を行う場合における当該保温材、耐火被覆材等を除去する作業その他これに類する作業を行うときは、あらかじめ、様式第一号による届書に当該作業に係る建築物又は工作物の概要を示す図面を添えて、当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）に提出しなければならない。

2 (略)

(吹き付けられた石綿等の除去に係る措置)

第六条 事業者は、壁、柱、天井等に石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業を行う場合において、当該石綿等を除去する作業に労働者を従事させるときは、当該除去を行う作業場所を、そ

一 壁、柱、天井等に石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業を行う場合における当該石綿等を除去する作業

二 第十条第一項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業（囲い込みの作業にあつては、第十三条第一項第一号に掲げる作業を伴うものに限る。）

（石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の除去に係る措置）

第七条 事業者は、次に掲げる作業に労働者を従事させるときは、当該作業場所に当該作業に従事する労働者以外の者（第十四条に規定する措置が講じられた者を除く。）が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

一 第五条第一項第一号に掲げる作業

二 第十条第一項の規定による石綿等の囲い込みの作業（第十三条第一項第一号に掲げる作業を伴うものを除く。）

2 特定元方事業者（法第十五条第一項の特定元方事業者をいう。

）は、その労働者及び関係請負人（法第十五条第一項の関係請負人をいう。以下この項において同じ。）の労働者の作業が、前項各号に掲げる作業と同一の場所で行われるときは、当該作業の開始前までに、関係請負人に当該作業の実施について通知するとともに、作業の時間帯の調整等必要な措置を講じなければならない。

（石綿等の使用の状況の通知）

第八条 第三条第一項各号に掲げる作業を行う仕事の発注者（注文者のうち、その仕事を他の者から請け負わないで注文している者をいう。）は、当該仕事の請負人に対し、当該仕事に係る建築物又は工作物における石綿等の使用状況等を通知するよう努めなければならない。

れ以外の作業を行う作業場所から隔離しなければならない。

（石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の除去に係る措置）

第七条 事業者は、壁、柱、天井等に石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等が張り付けられた建築物又は工作物の解体等の作業（石綿等の粉じんを著しく発散するおそれがあるものに限る。）を行う場合において、当該保温材、耐火被覆材等を除去する作業に労働者を従事させるときは、当該作業場所に当該作業に従事する労働者以外の者（第十四条に規定する措置が講じられた者を除く。）が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

2 特定元方事業者（法第十五条第一項の特定元方事業者をいう。

）は、その労働者及び関係請負人（法第十五条第一項の関係請負人をいう。以下この項において同じ。）の労働者の作業が、前項の保温材、耐火被覆材等を除去する作業と同一の場所で行われるときは、当該作業の開始前までに、関係請負人に当該作業の実施について通知するとともに、作業の時間帯の調整等必要な措置を講じなければならない。

（石綿等の使用の状況の通知）

第八条 建築物又は工作物の解体等の作業を行う仕事の発注者（注文者のうち、その仕事を他の者から請け負わないで注文している者をいう。）は、当該仕事の請負人に対し、当該仕事に係る建築物又は工作物における石綿等の使用状況等を通知するよう努めなければならない。

（建築物の解体工事等の条件）

第九条 第三条第一項各号に掲げる作業を行う仕事の注文者は、石綿等の使用の有無の調査、当該作業等の方法、費用又は工期等について、法及びこれに基づく命令の規定の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

第十条 事業者は、その労働者を就業させる建築物の壁、柱、天井等（次項及び第四項に規定するものを除く。）に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、当該石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならない。

2| 事業者は、その労働者を臨時に就業させる建築物の壁、柱、天井等（第四項に規定するものを除く。）に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、労働者に呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用させなければならない。

3| 労働者は、事業者から前項の保護具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

4| 法第三十四条の建築物貸与者は、当該建築物の貸与を受けた二以上の事業者が共用する廊下の壁等に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、第一項に規定する措置を講じなければならない。

第十一条 削除

（作業に係る設備等）

第十二条 事業者は、石綿等の粉じんが発散する屋内作業場につい

（建築物の解体工事等の条件）

第九条 建築物又は工作物の解体等の作業を行う仕事の注文者は、石綿等の使用の有無の調査、建築物又は工作物の解体等の作業等の方法、費用又は工期等について、法及びこれに基づく命令の規定の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

第十条 事業者は、その労働者を就業させる建築物の壁、柱、天井等（次項に規定するものを除く。）に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、当該石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならない。

2| 法第三十四条の建築物貸与者は、当該建築物の貸与を受けた二以上の事業者が共用する廊下の壁等に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、前項に規定する措置を講じなければならない。

（吹付けの禁止）

第十一条 事業者は、特定石綿等を吹き付ける作業に労働者を従事させてはならない。

（作業に係る設備等）

第十二条 事業者は、特定石綿等の粉じんが発散する屋内作業場に

ては、当該粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けなければならない。ただし、当該粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置若しくはプッシュプル型換気装置の設置が著しく困難なとき、又は臨時の作業を行うときは、この限りでない。

2 事業者は、前項ただし書の規定により石綿等の粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けない場合には、全体換気装置を設け、又は当該石綿等を湿潤な状態にする等労働者の健康障害を予防するため必要な措置を講じなければならない。

(石綿等の切断等の作業に係る措置)

第十三条 事業者は、次の各号のいずれかに掲げる作業（次項及び次条において「石綿等の切断等の作業」という。）に労働者に従事させるときは、石綿等を湿潤な状態のものとしなければならない。ただし、石綿等を湿潤な状態のものとすることが著しく困難なときは、この限りでない。

一・二 (略)

三 第十条第一項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業

四〇六 (略)

2 (略)

(立入禁止措置)

第十五条 事業者は、石綿等を取り扱い（試験研究のため使用する場合を含む。以下同じ。）、又は試験研究のため製造する作業場には、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

(局所排気装置等の要件)

第十六条 事業者は、第十二条第一項の規定により設ける局所排気装置については、次に定めるところに適合するものとしなければならない。

ついで、当該粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けなければならない。ただし、当該粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置若しくはプッシュプル型換気装置の設置が著しく困難なとき、又は臨時の作業を行うときは、この限りでない。

2 事業者は、前項ただし書の規定により特定石綿等の粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けない場合には、全体換気装置を設け、又は当該特定石綿等を湿潤な状態にする等労働者の健康障害を予防するため必要な措置を講じなければならない。

(石綿等の切断等の作業に係る措置)

第十三条 事業者は、次の各号のいずれかに掲げる作業（次項及び次条において「石綿等の切断等の作業」という。）に労働者に従事させるときは、石綿等を湿潤な状態のものとしなければならない。ただし、石綿等を湿潤な状態のものとすることが著しく困難なときは、この限りでない。

一・二 (略)

三〇五 (略)

2 (略)

(立入禁止措置)

第十五条 事業者は、石綿等を製造し、又は取り扱う作業場には、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

(局所排気装置等の要件)

第十六条 事業者は、第十二条第一項の規定により設ける局所排気装置については、次に定めるところに適合するものとしなければならない。

ならない。

一 フードは、石綿等の粉じんの発散源ごとに設けられ、かつ、外付け式又はレシーバー式のフードにあつては、当該発散源にできるだけ近い位置に設けられていること。

二 四 (略)

2 (略)

(局所排気装置等の稼働)

第十七条 事業者は、第十二条第一項の規定により設ける局所排気装置又はプッシュプル型換気装置については、石綿等に係る作業が行われている間、厚生労働大臣が定める要件を満たすように稼働させなければならない。

2 (略)

(除じん)

第十八条 事業者は、石綿等の粉じんを含有する気体を排出する製造設備の排気筒又は第十二条第一項の規定により設ける局所排気装置若しくはプッシュプル型換気装置には、次の表の上欄に掲げる粉じんの粒径に応じ、同表の下欄に掲げるいずれかの除じん方式による除じん装置又はこれらと同等以上の性能を有する除じん装置を設けなければならない。

(表 略)

2・3 (略)

(石綿作業主任者の職務)

第二十条 事業者は、石綿作業主任者に次の事項を行わせなければならない。

一 作業に従事する労働者が石綿等の粉じんにより汚染され、又はこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。

二 三 (略)

ならない。

一 フードは、特定石綿等の粉じんの発散源ごとに設けられ、かつ、外付け式又はレシーバー式のフードにあつては、当該発散源にできるだけ近い位置に設けられていること。

二 四 (略)

2 (略)

(局所排気装置等の稼働)

第十七条 事業者は、第十二条第一項の規定により設ける局所排気装置又はプッシュプル型換気装置については、特定石綿等に係る作業が行われている間、厚生労働大臣が定める要件を満たすように稼働させなければならない。

2 (略)

(除じん)

第十八条 事業者は、特定石綿等の粉じんを含有する気体を排出する製造設備の排気筒又は第十二条第一項の規定により設ける局所排気装置若しくはプッシュプル型換気装置には、次の表の上欄に掲げる粉じんの粒径に応じ、同表の下欄に掲げるいずれかの除じん方式による除じん装置又はこれらと同等以上の性能を有する除じん装置を設けなければならない。

(表 略)

2・3 (略)

(石綿作業主任者の職務)

第二十条 事業者は、石綿作業主任者に次の事項を行わせなければならない。

一 作業に従事する労働者が特定石綿等の粉じんにより汚染され、又はこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。

二 三 (略)

(定期自主検査を行うべき機械等)

第二十一条 令第十五条第一項第九号の厚生労働省令で定める局所排気装置、プッシュプル型換気装置及び除じん装置（石綿等に係るものに限る。）は、次のとおりとする。

一 三 (略)

(特別の教育)

第二十七条 事業者は、第四条第一項各号に掲げる作業に係る業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、次の科目について、当該業務に関する衛生のための特別の教育を行わなければならない。

一 五 (略)

2 (略)

(休憩室)

第二十八条 事業者は、石綿等を常時取り扱い、又は試験研究のため製造する作業に労働者を従事させるときは、当該作業を行う作業場以外の場所に休憩室を設けなければならない。

2 三 (略)

(床)

第二十九条 事業者は、石綿等を常時取り扱い、又は試験研究のため製造する作業場及び前条第一項の休憩室の床を水洗等によって容易に掃除できる構造のものとしなければならない。

(洗浄設備)

第三十一条 事業者は、石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する作業に労働者を従事させるときは、洗眼、洗身又はうがいの設備、更衣設備及び洗濯のための設備を設けなければならない。

(使用された器具等の付着物の除去)

(定期自主検査を行うべき機械等)

第二十一条 令第十五条第一項第九号の厚生労働省令で定める局所排気装置、プッシュプル型換気装置及び除じん装置（特定石綿等に係るものに限る。）は、次のとおりとする。

一 三 (略)

(特別の教育)

第二十七条 事業者は、石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業に係る業務に労働者を就かせるときは、当該労働者に対し、次の科目について、当該業務に関する衛生のための特別の教育を行わなければならない。

一 五 (略)

2 (略)

(休憩室)

第二十八条 事業者は、特定石綿等を常時、製造し、又は取り扱う作業に労働者を従事させるときは、当該作業を行う作業場以外の場所に休憩室を設けなければならない。

2 三 (略)

(床)

第二十九条 事業者は、特定石綿等を常時、製造し、又は取り扱う作業場及び前条第一項の休憩室の床を水洗等によって容易に掃除できる構造のものとしなければならない。

(洗浄設備)

第三十一条 事業者は、石綿等を製造し、又は取り扱う作業に労働者を従事させるときは、洗眼、洗身又はうがいの設備、更衣設備及び洗濯のための設備を設けなければならない。

第三十二条の二 事業者は、石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する作業に使用した器具、工具、足場等について、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出してはならない。ただし、廃棄のため、容器等に梱包したときは、この限りでない。

(喫煙等の禁止)

第三十三条 事業者は、石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する作業場で労働者が喫煙し、又は飲食することを禁止し、かつ、その旨を当該作業場の見やすい箇所に表示しなければならない。

2 (略)

(掲示)

第三十四条 事業者は、石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する作業場には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならない。

一 石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する作業場である旨

二 四 (略)

(作業の記録)

第三十五条 事業者は、石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する作業場において常時作業に従事する労働者について、一月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、これを当該労働者が当該事業場において常時当該作業に従事しないこととなった日から四十年間保存するものとする。

一 三 (略)

(測定及びその記録)

第三十六条 事業者は、令第二十一条第七号の作業場（石綿等に係るものに限る。）について、六月以内ごとに一回、定期に、石綿

(喫煙等の禁止)

第三十三条 事業者は、石綿等を製造し、又は取り扱う作業場で労働者が喫煙し、又は飲食することを禁止し、かつ、その旨を当該作業場の見やすい箇所に表示しなければならない。

2 (略)

(掲示)

第三十四条 事業者は、石綿等を製造し、又は取り扱う作業場には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならない。

一 石綿等を製造し、又は取り扱う作業場である旨

二 四 (略)

(作業の記録)

第三十五条 事業者は、石綿等を製造し、又は取り扱う作業場において常時作業に従事する労働者について、一月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、これを三十年間保存するものとする。

一 三 (略)

(測定及びその記録)

第三十六条 事業者は、令第二十一条第七号の作業場（特定石綿等に係るものに限る。）について、六月以内ごとに一回、定期に、

の空气中における濃度を測定しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による測定を行ったときは、その都度次の事項を記録し、これを四十年間保存しなければならない。

一～六 (略)

七 測定結果に基づいて当該石綿による労働者の健康障害の予防措置を講じたときは、当該措置の概要

(測定結果の評価)

第三十七条 事業者は、石綿に係る屋内作業場について、前条第一項又は法第六十五条第五項の規定による測定を行ったときは、その都度、速やかに、厚生労働大臣の定める作業環境評価基準に従って、作業環境の管理の狀態に応じ、第一管理区分、第二管理区分又は第三管理区分に区分することにより当該測定の結果の評価を行わなければならない。

2 事業者は、前項の規定による評価を行ったときは、その都度次の事項を記録し、これを四十年間保存しなければならない。

一～四 (略)

(評価の結果に基づく措置)

第三十八条 (略)

2 事業者は、前項の規定による措置を講じたときは、その効果を確認するため、同項の場所について当該石綿の濃度を測定し、及びその結果の評価を行わなければならない。

3 (略)

(健康診断の実施)

第四十条 事業者は、令第二十二條第一項第三号の業務（石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する業務に限る。）に常時従事する労働者に対し、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後六月以内ごとに一回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

特定石綿の空气中における濃度を測定しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による測定を行ったときは、その都度次の事項を記録し、これを三十年間保存しなければならない。

一～六 (略)

七 測定結果に基づいて当該特定石綿による労働者の健康障害の予防措置を講じたときは、当該措置の概要

(測定結果の評価)

第三十七条 事業者は、特定石綿に係る屋内作業場について、前条第一項又は法第六十五条第五項の規定による測定を行ったときは、その都度、速やかに、厚生労働大臣の定める作業環境評価基準に従って、作業環境の管理の狀態に応じ、第一管理区分、第二管理区分又は第三管理区分に区分することにより当該測定の結果の評価を行わなければならない。

2 事業者は、前項の規定による評価を行ったときは、その都度次の事項を記録し、これを三十年間保存しなければならない。

一～四 (略)

(評価の結果に基づく措置)

第三十八条 (略)

2 事業者は、前項の規定による措置を講じたときは、その効果を確認するため、同項の場所について当該特定石綿の濃度を測定し、及びその結果の評価を行わなければならない。

3 (略)

(健康診断の実施)

第四十条 事業者は、令第二十二條第一項第三号の業務（特定石綿等を製造し、若しくは取り扱う業務又は製造等禁止石綿等を試験研究のために製造し、若しくは使用する業務に限る。）に常時従事する労働者に対し、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後六月以内ごとに一回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

一〇四 (略)

2 事業者は、令第二十二條第二項の業務（同項第一号の二に掲げる物又は同項第二十三号に掲げる物（同項第一号の二に係るものに限る。）に係るものに限る。）に常時従事させたことのある労働者で、現に使用しているものに対し、六月以内ごとに一回、定期に、前項各号に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。

3 (略)

(削除)

(健康診断の結果の記録)

第四十一條 事業者は、前条各項の健康診断（法第六十六條第五項ただし書の場合において当該労働者が受けた健康診断を含む。次条において「石綿健康診断」という。）の結果に基づき、石綿健康診断個人票（様式第二号）を作成し、これを当該労働者が当該事業場において常時当該業務に従事しないこととなつた日から四十年間保存しなければならない。

(健康診断の結果の通知)

第四十二條の二 事業者は、第四十條各項の健康診断を受けた労働者に対し、遅滞なく、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

(健康診断結果報告)

第四十三條 事業者は、第四十條各項の健康診断（定期のものに限る。）を行ったときは、遅滞なく、石綿健康診断結果報告書（様式第三号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

一〇四 (略)

2 事業者は、令第二十二條第二項の業務（同項第一号の二、第一号の三若しくは第八号に掲げる物若しくは同項第二十三号に掲げる物（同項第一号の二又は第一号の三に係るものに限る。）又は第四項に規定する物に係るものに限る。）に常時従事させたことのある労働者で、現に使用しているものに対し、六月以内ごとに一回、定期に、前項各号に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。

3 (略)

4 (略)

令第二十二條第二項第二十四号の厚生労働省令で定める物（同項第八号に係るものに限る。）は、石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。以下この項において同じ。）を含有する製剤その他の物（石綿の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。）とする。

(健康診断の結果の記録)

第四十一條 事業者は、前条第一項から第三項までの健康診断（法第六十六條第五項ただし書の場合において当該労働者が受けた健康診断を含む。次条において「石綿健康診断」という。）の結果に基づき、石綿健康診断個人票（様式第二号）を作成し、これを三十年間保存しなければならない。

(健康診断の結果の通知)

第四十二條の二 事業者は、第四十條第一項から第三項までの健康診断を受けた労働者に対し、遅滞なく、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

(健康診断結果報告)

第四十三條 事業者は、第四十條第一項から第三項までの健康診断（定期のものに限る。）を行ったときは、遅滞なく、石綿健康診断結果報告書（様式第三号）を所轄労働基準監督署長に提出しな

(呼吸用保護具)

第四十四条 事業者は、石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する作業場には、当該石綿等の粉じんを吸入することによる労働者の健康障害を予防するため必要な呼吸用保護具を備えなければならない。

(保護具等の管理)

第四十六条 事業者は、第十条第二項、第十四条第一項及び第二項、第四十四条並びに第四十八条第六号に規定する保護具等が使用された場合には、他の衣服等から隔離して保管しなければならない。

2 (略)

(製造等の禁止の解除手続)

第四十七条 令第十六条第二項第一号の許可(石綿等に係るものに限る。次項において同じ。)を受けようとする者は、様式第四号による申請書を、石綿等を製造し、又は使用しようとする場合にあっては当該石綿等を製造し、又は使用する場所を管轄する労働基準監督署長を経由して当該場所を管轄する都道府県労働局長に、石綿等を輸入しようとする場合にあっては当該輸入する石綿等を使用する場所を管轄する労働基準監督署長を経由して当該場所を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。

2 (略)

(石綿等の製造等に係る基準)

第四十八条 令第十六条第二項第二号の厚生労働大臣が定める基準(石綿等に係るものに限る。)は、次のとおりとする。

一 石綿等を製造する設備は、密閉式の構造のものとする。

なければならない。

(呼吸用保護具)

第四十四条 事業者は、石綿等を製造し、又は取り扱う作業場には、当該石綿等の粉じんを吸入することによる労働者の健康障害を予防するため必要な呼吸用保護具を備えなければならない。

(保護具等の管理)

第四十六条 事業者は、第十四条第一項及び第二項、第四十四条並びに第四十八条第六号に規定する保護具等が使用された場合には、他の衣服等から隔離して保管しなければならない。

2 (略)

(製造等の禁止の解除手続)

第四十七条 令第十六条第二項第一号の許可(製造等禁止石綿等に係るものに限る。次項において同じ。)を受けようとする者は、様式第四号による申請書を、製造等禁止石綿等を製造し、又は使用しようとする場合にあっては当該製造等禁止石綿等を製造し、又は使用する場所を管轄する労働基準監督署長を経由して当該場所を管轄する都道府県労働局長に、製造等禁止石綿等を輸入しようとする場合にあっては当該輸入する製造等禁止石綿等を使用する場所を管轄する労働基準監督署長を経由して当該場所を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。

2 (略)

(製造等禁止石綿等の製造等に係る基準)

第四十八条 令第十六条第二項第二号の厚生労働大臣が定める基準(製造等禁止石綿等に係るものに限る。)は、次のとおりとする。

一 製造等禁止石綿等を製造する設備は、密閉式の構造のものとする。

ただし、密閉式の構造とすることが作業の性質上著しく困難である場合において、ドラフトチェンバー内部に当該設備を設けるときは、この限りでない。

二 石綿等を製造する設備を設置する場所の床は、水洗によって容易に掃除できる構造のものとすること。

三 石綿等を製造し、又は使用する者は、当該石綿等による健康障害の予防について、必要な知識を有する者であること。

四 石綿等を入れる容器については、当該石綿等の粉じんが発散するおそれがないように堅固なものとし、かつ、当該容器の見やすい箇所に、当該石綿等が入っている旨を表示すること。

五 石綿等の保管については、一定の場所を定め、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。

六 石綿等を製造し、又は使用する者は、保護前掛及び保護手袋を使用すること。

七 石綿等を製造する設備を設置する場所には、当該石綿等の製造作業中関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。

第四十九条 石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する事業者は、事業を廃止しようとするときは、石綿関係記録等報告書（様式第六号）に次の記録及び石綿健康診断個人票又はこれらの写しを添えて、所轄労働基準監督署長に提出するものとする。

一（三）（略）

附 則

第六条 削除

すること。ただし、密閉式の構造とすることが作業の性質上著しく困難である場合において、ドラフトチェンバー内部に当該設備を設けるときは、この限りでない。

二 製造等禁止石綿等を製造する設備を設置する場所の床は、水洗によって容易に掃除できる構造のものとすること。

三 製造等禁止石綿等を製造し、又は使用する者は、当該製造等禁止石綿等による健康障害の予防について、必要な知識を有する者であること。

四 製造等禁止石綿等を入れる容器については、当該製造等禁止石綿等の粉じんが発散するおそれがないように堅固なものとし、かつ、当該容器の見やすい箇所に、当該製造等禁止石綿等が入っている旨を表示すること。

五 製造等禁止石綿等の保管については、一定の場所を定め、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。

六 製造等禁止石綿等を製造し、又は使用する者は、保護前掛及び保護手袋を使用すること。

七 製造等禁止石綿等を製造する設備を設置する場所には、当該製造等禁止石綿等の製造作業中関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。

第四十九条 石綿等を製造し、又は取り扱う事業者は、事業を廃止しようとするときは、石綿関係記録等報告書（様式第六号）に次の記録及び石綿健康診断個人票又はこれらの写しを添えて、所轄労働基準監督署長に提出するものとする。

一（三）（略）

附 則

（製造等の禁止の前に製造され、又は輸入された石綿含有製品等に関する経過措置）

第六条 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成七年政令第九号）附則第四条第一項に規定するアモサイト等で、同令の施行の日前に製造され、又は輸入されたもの及び労働安全衛生法

様式第一号 (略)	施行令の一部を改正する政令（平成十五年政令第四百五十七号） 附則第二条第一項に規定する石綿含有製品で、同令の施行の日前に製造され、又は輸入されたものについては、特定石綿等とみなして、この省令の規定を適用する。
様式第三号 (略)	様式第三号 (略)
様式第四号 (略)	様式第四号 (略)
様式第五号 (略)	様式第五号 (略)

○労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（名称等を通知すべき有害物） 第三十四条の二の二 令別表第九第六百三十一号の厚生労働省令で定める物は、同表第一号から第六百三十号までに掲げる物をその重量の一パーセント（ベンゼンにあつては、容量の一パーセント）を超えて含有する製剤その他の物とする。 第三十四条の二の六 法第五十七条の二第一項第二号の事項のうち、成分の含有量については、令別表第三第一号1から7までに掲げる物及び令別表第九第一号から第六百三十号までに掲げる物ごとに重量パーセント（ベンゼンにあつては、容量パーセント）を通知しなければならない。この場合における重量パーセント（ベンゼンにあつては、容量パーセント）の通知は、十パーセント未満の端数を切り捨てた数値と当該端数を切り上げた数値との範囲をもつて行うことができる。 （特別教育を必要とする業務） 第三十六条 法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。 一 第三十六（略） 三十七 石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号。以下「石綿則」という。）<u>第四条第一項各号に掲げる作業に係る業務</u> 第九十条 法第八十八条第四項の厚生労働省令で定める仕事は、次のとおりとする。	（名称等を通知すべき有害物） 第三十四条の二の二 令別表第九第六百三十二号の厚生労働省令で定める物は、同表第一号から第六百三十一号までに掲げる物をその重量の一パーセント（ベンゼンにあつては、容量の一パーセント）を超えて含有する製剤その他の物（<u>同表第四十号に掲げる物を含有するものにあつては、令別表第八の二に掲げる物を除く。</u>）とする。 第三十四条の二の六 法第五十七条の二第一項第二号の事項のうち、成分の含有量については、令別表第三第一号1から7までに掲げる物及び令別表第九第一号から第六百三十一号までに掲げる物ごとに重量パーセント（ベンゼンにあつては、容量パーセント）を通知しなければならない。この場合における重量パーセント（ベンゼンにあつては、容量パーセント）の通知は、十パーセント未満の端数を切り捨てた数値と当該端数を切り上げた数値との範囲をもつて行うことができる。 （特別教育を必要とする業務） 第三十六条 法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。 一 第三十六（略） 三十七 石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号。以下「石綿則」という。）<u>第四条第一項の石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業に係る業務</u> 第九十条 法第八十八条第四項の厚生労働省令で定める仕事は、次のとおりとする。

一〇五 (略)

五の二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物（第二百九十三条において「耐火建築物」という。）又は同法第二条第九号の三に規定する準耐火建築物（第二百九十三条において「準耐火建築物」という。）で、石綿等（石綿則第二条に規定する石綿等をいう。以下同じ。）が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業を行う仕事

五の三〇七 (略)

別表第一（第十六条、第十七条関係）

作業の区分	資格を有する者	名称
(略)	(略)	(略)
令第六条第四号の作業のうち令第二十号第五号イからニまでに掲げるボイラーのみを取り扱う作業	特級ボイラー技士免許、一級ボイラー技士免許若しくは二級ボイラー技士免許を受けた者又はボイラー取扱技能講習を修了した者	(略)
(略)	(略)	(略)

別表第二（第三十条、第三十三条関係）

一〇二 (略)

(削除)

二の二〇二の五 (略)

三〇三十八 (略)

別表第七（第八十六条、第八十八条関係）

機械等の種類	事項	図面等
(略)	(略)	(略)

一〇五 (略)

五の二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物（第二百九十三条において「耐火建築物」という。）又は同法第二条第九号の三に規定する準耐火建築物（第二百九十三条において「準耐火建築物」という。）で、石綿等（石綿則第一条第一号に規定する石綿等をいう。以下この号において同じ。）が吹き付けられているものにおける石綿等の除去の作業を行う仕事

五の三〇七 (略)

別表第一（第十六条、第十七条関係）

作業の区分	資格を有する者	名称
(略)	(略)	(略)
令第六条第四号の作業のうち同条第十六号イからニまでに掲げるボイラーのみを取り扱う作業	特級ボイラー技士免許、一級ボイラー技士免許若しくは二級ボイラー技士免許を受けた者又はボイラー取扱技能講習を修了した者	(略)
(略)	(略)	(略)

別表第二（第三十条、第三十三条関係）

一〇二 (略)

二の二 石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。以下この号において同じ。）を含有する製剤その他の物（令別表第八の二に掲げる物を除く。）。ただし、石綿の含有量が重量の一パーセント以下のものを除く。

二の三〇二の六 (略)

三〇三十八 (略)

別表第七（第八十六条、第八十八条関係）

機械等の種類	事項	図面等
(略)	(略)	(略)

様式第二十号の四 (略)	二十五 石綿等の粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制の設備	一 石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する業務の概要	一、二 (略)
	二 石綿等の粉じんの発散源を密閉する設備にあつては、密閉の方式、主要構造部分の構造の概要及びその機能	三 石綿等の粉じんの発散源を密閉する設備又は全体換気装置の図面	三 (略)
様式第二十号の四 (略)	二十五 特定石綿等(石綿則第二条第一項第三号に規定する特定石綿等)の粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制の設備	一 特定石綿等を製造し、又は取り扱う業務の概要	一、二 (略)
	二 特定石綿等の粉じんの発散源を密閉する設備にあつては、密閉の方式、主要構造部分の構造の概要及びその機能	三 特定石綿等の粉じんの発散源を密閉する設備又は全体換気装置の図面	三 (略)

○特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（測定及びその記録） 第三十六条 事業者は、令第二十一条第七号の作業場（石綿等（石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号。以下「石綿則」という。）第二条に規定する石綿等をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）について、六月以内ごとに一回、定期に、第一類物質（令別表第三第一号8に掲げる物を除く。）又は第二類物質（別表第一に掲げる物を除く。）の空気中における濃度を測定しなければならない。 2・3 （略） （健康診断の実施） 第三十九条 事業者は、令第二十二條第一項第三号の業務（石綿等を取り扱い、又は試験研究のため製造する業務を除く。）に常時従事する労働者に対し、別表第三の上欄に掲げる業務の区分に応じ、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後同表の中欄に掲げる期間以内ごとに一回、定期に、同表の下欄に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。 2 事業者は、令第二十二條第二項の業務（同項第一号の二に掲げる物又は同項第二十三号に掲げる物（同項第一号の二に係るものに限る。）に係るものを除く。）に常時従事させたことのある労働者で、現に使用しているものに対し、別表第三の上欄に掲げる業務のうち労働者が常時従事した同項の業務の区分に応じ、同表の中欄に掲げる期間以内ごとに一回、定期に、同表の下欄に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。	（測定及びその記録） 第三十六条 事業者は、令第二十一条第七号の作業場（特定石綿等（石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号。以下「石綿則」という。）第二条第一項第三号に規定する特定石綿等をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）について、六月以内ごとに一回、定期に、第一類物質（令別表第三第一号8に掲げる物を除く。）又は第二類物質（別表第一に掲げる物を除く。）の空気中における濃度を測定しなければならない。 2・3 （略） （健康診断の実施） 第三十九条 事業者は、令第二十二條第一項第三号の業務（特定石綿等を製造し、若しくは取り扱う業務又は製造等禁止石綿等（石綿則第二条第一項第四号に規定する製造等禁止石綿等をいう。以下同じ。）を試験研究のために製造し、若しくは使用する業務を除く。）に常時従事する労働者に対し、別表第三の上欄に掲げる業務の区分に応じ、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後同表の中欄に掲げる期間以内ごとに一回、定期に、同表の下欄に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。 2 事業者は、令第二十二條第二項の業務（同項第一号の二、第一号の三若しくは第八号に掲げる物若しくは同項第二十三号に掲げる物（同項第一号の二又は第一号の三に係るものに限る。）又は石綿則第四十条第四項に規定する物に係るものを除く。）に常時従事させたことのある労働者で、現に使用しているものに対し、別表第三の上欄に掲げる業務のうち労働者が常時従事した同項の業務の区分に応じ、同表の中欄に掲げる期間以内ごとに一回、定

3 (略) 4 令第二十二條第二項第二十四号の厚生労働省令で定める物は、別表第五に掲げる物とする。	(製造等の禁止の解除手続) 第四十六條 令第十六條第二項第一号の許可(石綿等に係るものを除く。以下同じ。)を受けようとする者は、様式第四号による申請書を、同条第一項各号に掲げる物(石綿等を除く。以下「製造等禁止物質」という。)を製造し、又は使用しようとする場合にあつては当該製造等禁止物質を製造し、又は使用する場所を管轄する労働基準監督署長を経由して当該場所を管轄する都道府県労働局長に、製造等禁止物質を輸入しようとする場合にあつては当該労働基準監督署長を経由して当該場所を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。 2 (略)	(禁止物質の製造等に係る基準) 第四十七條 令第十六條第二項第二号の厚生労働大臣が定める基準(石綿等に係るものを除く。)は、次のとおりとする。 一 七 (略)
期に、同表の下欄に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。 3 (略) 4 令第二十二條第二項第二十四号の厚生労働省令で定める物(同項第八号に係るものを除く。)は、別表第五に掲げる物とする。	(製造等の禁止の解除手続) 第四十六條 令第十六條第二項第一号の許可(製造等禁止石綿等に係るものを除く。以下同じ。)を受けようとする者は、様式第四号による申請書を、同条第一項各号に掲げる物(製造等禁止石綿等を除く。以下「製造等禁止物質」という。)を製造し、又は使用しようとする場合にあつては当該製造等禁止物質を製造し、又は使用する場所を管轄する労働基準監督署長を経由して当該場所を管轄する都道府県労働局長に、製造等禁止物質を輸入しようとする場合にあつては当該労働基準監督署長を経由して当該場所を管轄する都道府県労働局長に提出しなければならない。 2 (略)	(禁止物質の製造等に係る基準) 第四十七條 令第十六條第二項第二号の厚生労働大臣が定める基準(製造等禁止石綿等に係るものを除く。)は、次のとおりとする。 一 七 (略)

○作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
別表 作業場の種類（第三条―第六条、第五十一条の八、第五十二条、第五十四条、第五十九条、第六十一条関係） 一 粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）第二条第一項第三号の特定粉じん作業を行う屋内作業場又は労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第六条第二十三号に規定する石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場 二〃五 （略）	別表 作業場の種類（第三条―第六条、第五十一条の八、第五十二条、第五十四条、第五十九条、第六十一条関係） 一 粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）第二条第一項第三号の特定粉じん作業を行う屋内作業場又は労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第六条第二十三号イに掲げる物若しくは石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号）第二条第二項に掲げる物を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場 二〃五 （略）

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
（法第四十五条の厚生労働省令で定める事項等） 第四十条（略） 2（略） 3 労働安全衛生法第十八条第一項各号の事項のうち派遣中の労働者に関して法第四十五条第一項の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。 一・二（略） 三 労働安全衛生法第十八条第一項第四号に掲げる事項のうち次に掲げるもの イ 労働安全衛生規則第二十二條第一号に掲げる事項のうち前項第一号に規定する健康診断に係るものに関すること。 ロ 労働安全衛生規則第二十二條第四号に掲げる事項のうち前項第三号に規定する衛生のための教育に係るものに関すること。 ハ 労働安全衛生規則第二十二條第七号に掲げる事項のうち前項第一号に規定する健康診断の結果に係るものに関すること。 ニ 労働安全衛生規則第二十二條第八号に掲げる事項 4（略） 5（略） 7 派遣元の事業の事業者は、法第四十五条第十項の規定により送付を受けた同項の書面を五年間（当該書面が特定化学物質障害予防規則様式第二号によるもの（同令第四十条第二項に規定する業務に係るものに限る。）又は電離放射線障害防止規則様式第一号によるものである場合（同令第五十七条ただし書の規定の例により同条の機関に引き渡す場合を除く。）にあつては三十年間、石綿障害予防規則様式第二号によるものである場合にあつては当該労働者が常時当該業務に従事しないこととなつた日から四十年間	（法第四十五条の厚生労働省令で定める事項等） 第四十条（略） 2（略） 3 労働安全衛生法第十八条第一項各号の事項のうち派遣中の労働者に関して法第四十五条第一項の厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。 一・二（略） 三 労働安全衛生法第十八条第一項第四号に掲げる事項のうち次に掲げるもの イ 労働安全衛生規則第二十二條第一号に掲げる事項のうち前項第一号に規定する健康診断に係るものに関すること。 ロ 労働安全衛生規則第二十二條第二号に掲げる事項のうち前項第三号に規定する衛生のための教育に係るものに関すること。 ハ 労働安全衛生規則第二十二條第五号に掲げる事項のうち前項第一号に規定する健康診断の結果に係るものに関すること。 ニ 労働安全衛生規則第二十二條第六号に掲げる事項 4（略） 5（略） 7 派遣元の事業の事業者は、法第四十五条第十項の規定により送付を受けた同項の書面を五年間（当該書面が特定化学物質障害予防規則様式第二号によるもの（同令第四十条第二項に規定する業務に係るものに限る。）又は石綿障害予防規則様式第二号によるものである場合にあつては、三十年間）保存しなければならない。

― 保存しなければならない。 8 (略)	(法第四十六条の厚生労働省令で定める事項) 第四十四条 (略) 2 (略) 3 派遣元の事業を行う者は、<u>法第四十六条第七項の規定により送付を受けた同項の書面を、じん肺健康診断の結果を記載した書面にあつては七年間、通知の内容を記載した書面にあつては三年間</u>保存しなければならない。
8 (略)	(法第四十六条の厚生労働省令で定める事項) 第四十四条 (略) 2 (略) 3 派遣元の事業を行う者は、<u>法第四十五条第七項の規定により送付を受けた同項の書面を、じん肺健康診断の結果を記載した書面にあつては七年間、通知の内容を記載した書面にあつては三年間</u>保存しなければならない。

○厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案				現 行			
別表第一（第三条及び第四条関係） 表一				別表第一（第三条及び第四条関係） 表一			
（略）	特定化学物質障害 予防規則（昭和 四十七年労働 省令第三十九号）	（略）	（略）	（略）	特定化学物質障害 予防規則（昭和 四十七年労働 省令第三十九号）	（略）	（略）
（略）	健康診断個人票の保存	（略）	（略）	（略）	健康診断個人票の保存	（略）	（略）
別表第二（第五条、 第六条及び第七条関係）				別表第二（第五条、 第六条及び第七条関係）			
（略）	特定化学物質障害 予防規則	（略）	（略）	（略）	特定化学物質障害 予防規則	（略）	（略）
（略）	健康診断個人票の保存	（略）	（略）	（略）	健康診断個人票の保存	（略）	（略）